○宮崎大学学び・学生支援機構専任教員選考規程

（令和４年９月 22 日
制　　定）

改正　令和６年６月３日

（趣旨）
第１条　この規程は、宮崎大学学び・学生支援機構規則（以下「規則」という。）第 12 条第２項の規定に基づき、宮崎大学学び・学生支援機構（以下「機構」という。）の専任教員の選考について必要な事項を定めるものとする。
２　専任教員の選考については、国立大学法人宮崎大学教員選考規程に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

（選考）
第２条　専任教員の選考は、規則第 14 条に定める宮崎大学学び・学生支援機構運営会議（以下「運営会議」という。）の議に基づき、学長が行う。

（選考委員会）
第３条　運営会議に、機構専任教員選考委員会（以下「選考委員会」という。）を置く。

（選考委員会の組織）
第４条　選考委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。
(1)　機構長
(2)　副機構長、部門長及び専任教員（教授に限る。）の中から選出された委員　３人
(3)　委員会が必要と認めた者

（委員長）
第５条　選考委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。
２　委員長は、選考委員会を招集し、その議長となる。
３　委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行する。

（選考方法）
第６条　専任教員候補者の選考は、公募によることを原則とする。

（候補適任者の選出）
第７条　選考委員会は、候補者について、３分の２以上の委員が出席する同委員会において審議し、出席委員の３分の２以上の同意を得た場合、候補適任者として運営会議に推薦する。

（候補者の選定）
第８条　運営会議は、前条の規定により推薦された候補適任者について審議し、出席委員の３分の２以上の同意を得て専任教員候補者（以下「候補者」という。）を選定する。
２　運営会議は、前項により選定した候補者を学長に推薦する。

（事務）
第９条　選考委員会の事務は、機構事務部総務係において処理する。

附　則
この規程は、令和４年 10 月１日から施行する。

附　則
この規程は、令和６年６月３日から施行し、令和６年５月１日から適用する。